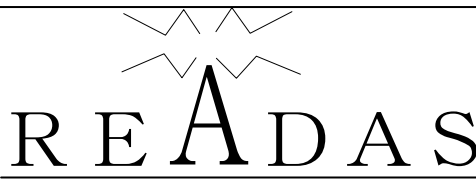


第 4497 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月 4日 月曜日
-----------------------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ がん保険の保険料の取扱い

Q：改正が噂されていた、がん保険の取扱いは、その後どうなりましたでしょうか？

A：平成24年4月27日以後の契約分から取扱いが改正されました。

【解説】

先ごろ、国税庁から法人契約のがん保険の保険料について、改正通達が出されました。内容は次のとおりです。

① 終身払込の場合

イ. 前払期間

(105歳－加入時年齢)÷2の期間

- ・各年の支払保険料×1/2：資産計上
- ・残額：損金算入

ロ. 前払期間経過後

各年の支払保険料：損金算入

上記イの資産計上額の累計額÷(105－加入時年齢－前払期間)=(a)：損金算入

② 有期払込(一時払を含む)の場合

イ. 前払期間

・保険料払込期間が終了するまで
 (支払保険料年額×保険料払込期間÷保険期間)=(b)：(b)の1/2を損金算入し、残額を資産計上

・保険料払込期間終了後
 (b)の1/2を資産から取崩して損金算入

ロ. 前払期間経過後

・保険料払込期間が終了するまで
 各年支払保険料－(b)を資産計上し、残額と(b)×1/2×前払期間÷(a)=(c)を損金算入

・保険料払込期間終了後
 (b)と(c)を資産から取崩して損金算入

